

## 小学生保護者の皆さまへ

### 藤沢市教育委員会からのお知らせ①「休校期間の延長について」

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

現在、藤沢市立学校につきましては、緊急事態宣言の発令に伴う5月6日までの臨時休校措置としておりますが、現時点において国の緊急事態宣言が延長されるのか、解除されるのかは明らかになっていない状況です。加えて神奈川県教育委員会からは、緊急事態宣言が延長された場合には、臨時休校期間を延長すること、また、緊急事態宣言が解除された場合であっても、県内の感染状況を踏まえ、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校や時差通学、短縮授業などの段階的な再開を検討するよう示されていますが、県教育委員会としての対応の決定も、国の動向を見定めてからになるため、5月の連休中になる見込みとのことです。

藤沢市立学校における対応につきましては、保護者の皆さまならびに児童の皆さんへのお知らせが連休明け直前になることでの混乱を避けるため、校長会等と協議のうえ、次のようにすることといたしました。

現状として、神奈川県や本市の感染状況は未だ拡大の傾向にあり、お子さまの安全安心を最優先に考えると、5月7日からの学校再開はリスクが高いことから、5月7日以降も休校措置を延長いたします。休校延長の期間は、市の公共施設閉鎖期間に合わせ、5月31日までとしますが、今後の感染状況や国・県の動向等を踏まえ、時々刻々と変化する状況への対応となるため、延長期間の短縮や更なる延長等が生じることもあることをご理解くださいますようお願いいたします。

休校期間の延長に伴う対応については、次のようにいたします。

1. 延長期間:5月7日(木)～5月31日(日)※状況により、期間の変更あり
2. 登校日 :休校期間中に登校日は設けません。
3. 学習支援:追加の学習課題を配付します。
  - ・課題内容…教科書を中心に、4月に予定していた学習内容等
  - ・配付期間…5月12日(火)～5月15日(金)
  - ・配付方法…教職員が各家庭のポストへ投函します。
4. 校庭開放:校庭開放は行いません。
5. 教科書を受け取っていないご家庭へ:休校期間の延長により、教科書を使つての課題が含まれることから、4月30日(木)～5月8日(金)の平日8:30～17:00の間に、保護者の方が学校に来ていただくようお願いいたします。受取の際には、教科書を入れる袋等をご持参ください。この期間に受取ができない場合には、学校にご連絡ください。
6. その他:長期にわたる臨時休業による未実施の授業時数については、指導内容を精選しながら、夏季休業期間の短縮や土曜日における授業実施等により、補填していく予定です。詳細は改めてお知らせいたします。また、今後ICT等を活用した家庭学習を行えるよう、ご家庭のインターネット環境についての調査を5月1日(金)に連絡メールの機能を使って実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

\*休校延長にかかる居場所と昼食の提供については、別途お知らせいたします。